

南陽市公式ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南陽市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、南陽市（以下「市」という。）がインターネット上に公開する公式ホームページ（以下「市公式ホームページ」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市公式ホームページ 市が管理するホームページで、インターネット上の次の場所に存在するものこという。<http://www.city.nanyo.yamagata.jp/>
- (2) バナー広告 市公式ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページへのリンクを設定した画像を掲載して行う広告をいう。
- (3) テキスト広告 市公式ホームページ内に表示されるテキストで、広告主の指定するホームページへのリンクを設定した文字を掲載して行う広告をいう。

(広告の種類)

第3条 市公式ホームページに掲載する広告は、バナー広告及びテキスト広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の規格)

第4条 市公式ホームページに掲載する広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 広告画像のサイズは、縦60ピクセル、横120ピクセルとする。
- (2) 広告画像の形式は、GIF又はJPEG形式で、静止画のみとする。
- (3) 広告画像のデータ容量は、4キロバイト以下とする。
- (4) テキストは、1段全角10文字以内の2段構成まで表示可能とする。

(広告の掲載位置)

第5条 広告はトップページの市が指定した位置とする。

(広告の掲載順位)

第6条 広告の掲載順位は、原則として画面上から下方向に申込順とする。

2 申込日が同じ場合は、掲載期間が長いものの順にし、さらに掲載期間が同じ場合には抽選により決定する。

(広告掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

- 2 広告掲載の開始日は、市の休日を定める条例（平成2年条例第2号）に規定する休日（以下「市の休日」という。）以外の日で、広告掲載希望者の申込みによる。
- 3 広告掲載の終了日は、開始日から申込月数を経過した日（この日が市の休日に当たるときは、市長が別に定める。）とする。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、市報、市公式ホームページ等において行うものとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができる。
- 3 市長は、公募を行うにあたって、広告主になり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができ

る。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第9条 広告内容、デザイン等については、市及び市公式ホームページの信用性、信頼性等を損なうことのないよう、市長が審査を行うとともに、広告掲載希望者と市が必ず協議することとする。また、リンク先ホームページのトップメニューほか主要なページについては、市長が審査を行う。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、市長が別に定める。

(広告掲載の申込み及び決定)

第10条 広告掲載希望者は、南陽市公式ホームページ広告掲載申込書(別記様式第1号)により、郵送、FAX又はEメールで随時申し込むものとする。

2 市長は、南陽市広告選定委員会で広告内容等の審査を行う。

3 市長は前項の審査の結果、掲載可能である広告について、第5条に規定する掲載枠へ割り当てを行う。

4 市長は、第2項及び前項の規定による審査等の結果については、広告掲載希望者に南陽市公式ホームページ広告掲載決定通知書(別記様式第2号)により通知する。

5 掲載枠を新たに設けた場合、又は掲載枠に空きが生じたときは、第3項の規定により掲載枠への割り当てがされなかった広告掲載希望者を優先することができる。

(広告データの作成及び提出)

第11条 広告主は、第4条に定める規格で作成された画像データ及びテキストデータ(以下「広告原稿」という。)を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告データは、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告主の届出義務)

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により速やかに市長に届けなければならない。

(1) リンク先ホームページのURLを変更するとき。

(2) リンク先ホームページの内容を大幅に変更するとき。

(3) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。

(4) 広告主の名称、所在地及び連絡先並びに法人格を有しない団体にあつては代表者を変更するとき。

(5) 広告主、広告の内容等が、掲載基準及びこの要領に抵触することとなったとき。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、広告の内容、デザイン、リンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、市長の求めに応じて、自己の責任及び負担で広告の内容等の変更を行うものとする。

(広告掲載料)

第14条 広告掲載料は、別表に定めるとおりとする。

2 掲載期間満了後に引き続き掲載する場合は、当初掲載期間に延長分を合算した月数に該当する掲載料を延長分の月額とする。

3 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合、市長は広告主への催告その他何らかの手続をするこ

となく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告データを提出しなかった場合
- (3) 第 13 条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主が存在しなくなった場合
- (5) 要綱第 4 条に該当するとき。

(広告掲載料の返還)

第 16 条 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料のうち掲載できなかった日数に対応する金額を広告主に返還する。ただし、掲載できなかった日数が 1 月につき 1 日未満のときは、広告掲載料は返還しない。

2 広告掲載期間内に、市ホームページを閉鎖したときは、納付済みの広告掲載料のうち閉鎖した日数に対応する金額を広告主に返還する。ただし、閉鎖した日数が 1 月につき 1 日未満のときは、広告掲載料は返還しない。

3 前 2 項の規定により返還する広告掲載料は、月額広告掲載料を当該月日数で除した金額（1 円未満切捨て）を日額とする。

4 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責任)

第 17 条 広告、リンク先ホームページの内容等に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(補足)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 14 条関係）

	市内に事業所を有するもの（月額）	左記以外のもの（月額）
1 か月～2 か月	9,000 円	10,000 円
3 か月～5 か月	7,000 円	8,500 円
6 か月～	5,000 円	7,000 円

広告掲載料は、消費税及び地方消費税を含む。

南陽市公式ホームページ広告掲載申込書

（宛先）南陽市長

次のとおり南陽市公式ホームページへ広告を掲載したいので、南陽市公式ホームページ広告掲載取扱要領第10条第1項の規定により申し込みます。

申込者について	所在地	〒 -		
	ふりがな 商号又は名称			
	代表者 ※契約権限 のある方	役職名		
		ふりがな 氏名		
	業種（会社概要等）	(資料添付でも可)		
	事業所がある場合に 南陽市内に	所在地	〒 - 南陽市	
		商号又は名称		
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
		電話番号		
FAX 番号				
Eメール アドレス				
掲載希望期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（ か月）			
掲載希望枠数	枠			
リンク先の URL				
広告の内容 バナー広告に掲載する文言及び 画像の案を記入してください	広告する業種： ※既に広告原稿（画像データ）がある場合は、データ又は図案を添付してください。			
その他	<ul style="list-style-type: none"> 南陽市広告事業実施要綱及び南陽市公式ホームページ広告掲載取扱要領を遵守します。 南陽市が市税納付状況調査を行うことに同意します。 			

様式第2号（第10条関係）

総 第 号
令和 年 月 日

（広告主） 様

南陽市長

南陽市公式ホームページ広告掲載決定通知書

平成 年 月 日付けで申し込みありました南陽市公式ホームページへの
広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない 理由（ ）
2 リンク先の ホームページ	
3 掲載期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日まで（ か月）
4 広告掲載料	掲載枠数 枠 × 掲載月数 か月 計 円（1掲載枠1か月 円）
5 広告掲載料 納入期限	令和 年 月 日
6 広告データの 提出期限	令和 年 月 日
7 掲載条件	
8 その他	

担当 南陽市総務課
電話 0238-40-0319 FAX 0238-40-3242
Eメール somu@city.nanyo.yamagata.jp